

令和 6 年度介護報酬改定事項（基本報酬の見直し）

リハビリテーション関連事項

【訪問看護】

○指定訪問看護ステーション

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の場合

	< 現行 >	< 改定後 >
訪問看護	293 単位	⇒ <u>294</u> 単位
介護予防訪問看護	293 単位	⇒ <u>294</u> 単位

【訪問リハビリテーション】

○訪問リハビリテーション

	< 現行 >	< 改定後 >
基本報酬	307 単位	⇒ <u>308</u> 単位

○介護予防訪問リハビリテーション

	< 現行 >	< 改定後 >
基本報酬	307 単位	⇒ <u>298</u> 単位

【通所リハビリテーション】

○通所リハビリテーション（7 時間以上 8 時間未満の場合）

通常規模型	< 現行 >	< 改定後 >
要介護 1	757 単位	⇒ <u>762</u> 単位
要介護 2	897 単位	⇒ <u>903</u> 単位
要介護 3	1,039 単位	⇒ <u>1,046</u> 単位
要介護 4	1,206 単位	⇒ <u>1,215</u> 単位
要介護 5	1,369 単位	⇒ <u>1,379</u> 単位

大規模型	< 現行 > I / II	< 改定後 >
要介護 1	734/708 単位	⇒ <u>714</u> 単位
要介護 2	868/841 単位	⇒ <u>847</u> 単位
要介護 3	1,006/973 単位	⇒ <u>983</u> 単位
要介護 4	1,166/1,129 単位	⇒ <u>1,140</u> 単位
要介護 5	1,325/1,282 単位	⇒ <u>1,300</u> 単位

※旧大規模型 I 及び II については廃止し、大規模型に統合する。

※一定の条件を満たした大規模型事業所については、通常規模型と同様の単位数を算定する。

○介護予防通所リハビリテーション

	<現行>		<改定後>
要支援1	2,053 単位/月	⇨	<u>2,268</u> 単位/月
要支援2	3,999 単位/月	⇨	<u>4,228</u> 単位/月

引用文献

1) 厚生労働省：令和6年度介護報酬改定における改定事項について,2024.

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001200256.pdf>

日本ディサースリア臨床研究会
保険関連情報委員会